

路上喫煙等制限重点地区内で特別に喫煙できる場所の指定基準

平成27年3月11日

市長決裁

(目的)

第1条 この基準は、狛江市路上喫煙等の制限に関する条例（平成26年条例第19号。以下「条例」という。）及び条例施行規則（平成26年規則第67号）に基づき、重点地区内で特別に喫煙できる場所を指定する場合において、その指定の可否を決定するための指定基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(指定対象場所)

第3条 喫煙場所は、次の各号のいずれかに該当する場所とする。

- (1) 道路等
- (2) 道路等に隣接する敷地内で、敷地境界から3メートル以内の場所

(指定要件)

第4条 喫煙場所は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 喫煙場所における吸い殻入れの設置場所が人及び車両の通行の妨げとならないこと。
- (2) 喫煙場所及び吸い殻入れの清掃、水の補充・交換、吸い殻の収集等の管理が適切に行われていること。
- (3) 吸い殻入れから著しく迷惑や危険を及ぼす火及び煙が発生した場合に、早急に対処できること。
- (4) 喫煙場所における吸い殻入れの設置について、関係法令を遵守していること。

付 則

この基準は、市長決裁の日から施行する。